

中野区地域密着型サービス事業所の利用に関する指針

令和3年10月1日

1 主旨

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援する観点から創設されたサービスであり、原則として、利用者は指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の所在する区市町村の被保険者に限られている。

この指針は、利用者の生活実態並びに居住地域の実情に鑑み、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、中野区の地域密着型サービス事業所の利用について定めるものである。

2 利用の原則

- (1) 中野区内に所在する指定地域密着型サービス事業所(以下「区内事業所」という。)は、中野区の介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）に限り利用することができる。
- (2) 住所地特例の適用を受けている中野区以外の介護保険被保険者（以下「区外の被保険者」という。）については、区内に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下「特定地域密着型サービス」という。）を利用することができる。
- (3) 住所地特例の適用を受けている被保険者については、住民登録地の区市町村に所在する特定地域密着型サービスを利用することができる。

3 利用の特例

- (1) 次の各号に掲げる要件に該当する場合は、区外の被保険者であっても区内事業所を利用できるものとする。
 - ア 特定地域密着型サービスを利用する場合は、下記のいずれかの事由に該当すること。
 - (ア) 当該事業所が区外の被保険者の居住地の日常生活圏域内に所在し、当該事業所の送迎可能範囲内であるとき。
 - (イ) 区外の被保険者の心身の状況等により、当該事業所を利用しなくてはならな

いやむを得ない理由があるとき。

(ウ) 区内に居住実態がある区外の被保険者で災害又は虐待の恐れ等やむを得ない理由により住民票の異動が困難であるとき。

イ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する場合は、下記のいずれかの事由に該当すること。

(ア) 在宅での生活が困難で、緊急かつ心身の安全上、当該事業所を利用しなくてはならないやむを得ない理由があるとき。

(イ) 区内に居住実態がある区外の被保険者で災害又は虐待の恐れ等やむを得ない理由により住民票の異動が困難であるとき。

ウ 該当事業所の利用定員に余裕があり、利用の受入れが可能であること。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用については、当該事業所の利用定員に余裕があるとともに、当該事業所が被保険者のみにより利用定員を充足させることが困難であると認められるとき。

エ 区外の被保険者が居住する区市町村及び関係者(介護支援専門員等)で協議を行い、当該事業所の利用が必要と判断されていること。

オ 区外の被保険者が居住する区市町村が当該事業所を指定することについて、中野区から同意を得た上で、当該事業所を指定していること。

4 他区市町村から転入した者による区内事業所の利用

他区市町村から転入した者による区内の(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用については、原則として、転入後3か月以上経過している者又は利用希望者の家族(3親等以内)が区内に3か月以上居住している者に限るものとする。

5 被保険者による中野区外に所在する指定地域密着型サービス事業所(以下「区外事業所」という。)の利用

被保険者による区外事業所の利用にあたっては、担当の介護支援専門員から提出される「区外地域密着型サービス事業所の利用に関する依頼書」及び当該事業所から提出される指定申請書類等に基づき、中野区が当該事業所の所在する区市町村と協議を行い、当該事業所を指定することについて同意を得られた上で、当該事業所の指定日より利用することができるものとする。